

第3節 大気環境の保全

第1 排出の抑制

①窒素酸化物対策

■工場・事業場の規制・指導

窒素酸化物の排出量を抑制するため、工場・事業場に対して、「大気汚染防止法」（以下、「大防法」という。）や要綱等に基づく届出の審査や立入検査等を行い、窒素酸化物排出基準や総量規制基準の遵守徹底及び排出量の削減指導等を行った。なお、平成2年度における特定地域において固定発生源から排出される窒素酸化物は26,080トン（移動発生源とあわせて57,460トン）であった。

また、大規模な工場・事業場については大気汚染発生源常時監視システムにより窒素酸化物の排出量等の監視を行った（2-17表）。

2-17表 固定発生源に係る窒素酸化物対策

発 生 源 規 模	対 策	
大 規 模 発 生 源	総量規制基準等の遵守徹底 発生源常時監視システムの運用等	窒素酸化物削減指導 燃料良質化の指導
中 小 発 生 源	省エネルギー対策の推進等	固定型内燃機関に係る削減指導
群 小 発 生 源	地域冷暖房システムの導入促進等	低NO _x 機器の普及促進等

■地域冷暖房システムの導入促進

業務用建築物が集中し又は集中する見込みがある地域における窒素酸化物の排出量を抑制するため、「地域冷暖房システムの導入に関する指導要綱」に基づき地域冷暖房システムの適正な導入について指導した。

②光化学オキシダント対策

■炭化水素類排出抑制対策の推進

光化学スモッグ発生の原因物質のひとつである炭化水素類の排出を抑制するため、工場・事業場に対して、生活環境保全条例に基づく規制基準の遵守徹底を図った。

また、「大阪府炭化水素類排出抑制対策推進要綱」（平成8年1月施行）を策定し、建築現場塗装等の規制になじみにくい発生源などからの排出量の削減を指導した。

■光化学スモッグ緊急時措置

光化学スモッグ注意報等の発令時（緊急時等）における窒素酸化物の排出量を削減するため、「オキシダント緊急時（光化学スモッグ）対策実施要領」に基づき、緊急時対象工場(191工場)に対し、窒素酸化物排出量等の削減の要請または勧告を行うとともに、自動車の使用者に対して自動車の運行の自粛要請を行った。緊急時対象工場については、緊急時等に実施した削減措置に関する報告書の提出を受け、大気汚染発生源常時監視システム及び立入検査と併せて発令時の削減措置の実施状況を確認した。

また、平成7年度の発令回数は予報9回、注意報8回で、緊急時等の同対象工場への立入件数は5件で

あった。

さらに、光化学スモッグに関する調査として、原因物質発生機構解明調査、植物影響調査及び農作物の影響調査を実施した。

③浮遊粒子状物質対策

■浮遊粒子状物質総合対策の検討

浮遊粒子状物質(SPM)に関する総合的な対策を検討するための基礎資料を得るため、高濃度時期における浮遊粒子状物質の環境濃度調査及びばい煙発生施設から排出される凝縮性ダストの排出実態調査を行った。

■工場・事業場の規制・指導

浮遊粒子状物質濃度に関連するばいじんや粉じん及び二次生成粒子の原因物質と考えられているガス状の大気汚染物質の排出を抑制するため、工場・事業場に対して、大防法、生活環境保全条例、要綱等に基づく届出の審査や立入検査等により、規制基準の遵守徹底や排出量の削減指導等を行った。

④硫黄酸化物対策

■工場・事業場の規制・指導

硫黄酸化物の排出量を抑制するため、工場・事業場に対し、大防法に基づく届出の審査や立入検査等により、排出基準及び総量規制基準の遵守徹底及び使用燃料の低硫黄化の指導等を行うとともに、燃料262検体を採取し、燃料中硫黄分の確認を行った。

⑤エネルギー面の対策

■クリーンエネルギー化の促進

窒素酸化物や硫黄酸化物の排出規制・指導等に併せて、大気環境の改善効果が期待できる燃料の良質化(都市ガス、灯油等への転換)について指導・啓発を行った。

■省エネルギー化の促進

窒素酸化物や硫黄酸化物の排出規制・指導等に併せて、大気汚染物質の排出抑制につながる省エネルギーについて指導・啓発を行った。

府下の中小企業者で府の指定する機器(設備)のうち省エネルギー関連機器の導入について設備投資活性化資金融資制度を運営した。なお、省エネルギー対策に関し、事業者が行う特定事業活動の事業計画に対する承認については、平成7年度は実績がなかった。

■エネルギーの有効活用の促進

「地域冷暖房システムの導入に関する指導要綱」に基づき、河川水の温度差エネルギー等の未利用エネルギーの活用も含め、地域冷暖房システムの適正な導入について指導した。

⑥有害化学物質対策

■工場・事業場の規制・指導

有害化学物質による大気汚染の未然防止を図るため、工場・事業場に対して、大防法、生活環境保全条例に基づく届出の審査や立入検査等により、規制基準の遵守徹底及び排出量の削減指導を行った。

また、未規制有害化学物質の実態把握や測定手法の検討を行った。

■化学物質適正管理の推進

事業者の自主的な適正管理による有害化学物質の排出抑制を推進するため、「大阪府化学物質適正管理指針」を策定（平成7年5月施行）し、事業者を対象に説明会を開催するなどにより、その普及・啓発を行った。

⑦悪臭対策

■悪臭物質の排出抑制

悪臭に関する規制事務は、市町村長に委任されていることから、府はその円滑かつ適正な施行を図るため、市町村に対して指導及び技術的助言等を行った。

■屋外燃焼行為の規制

建築廃木材、粗大ごみなどがいわゆる野焼きの状態で大量に焼却された場合、地域の生活環境に好ましくない影響をもたらすことから、ゴム、皮革、ピッチ、合成樹脂などの燃焼に伴って著しくばい煙等を発生させる物質を屋外において多量に燃焼させる屋外燃焼行為については生活環境保全条例で規制しているが、平成7年度には苦情件数が391件あり、市町村と協力し、その指導・解決にあたった。

⑧普及啓発活動の推進

■大気環境啓発事業の推進

府民の大気環境及び地球環境への理解と認識を深め、その自主的な活動を促進するため、11市に対して環境教育資材の提供等を行うとともに、参加者に対しては参加実績に基づいて「あおぞら博士」に認定するなど、市町村が実施する環境教育事業を支援した。

■季節大気汚染対策の推進

窒素酸化物による大気汚染防止のため、二酸化窒素濃度が高くなる冬期を中心に、事業者及び府民に対し、ボイラー等の燃焼管理の徹底、良質燃料の使用、暖房温度の適正化、業務用自動車の使用合理化、マイカー使用の自粛等に関する指導及び啓発を行った。また、特に12月を大気汚染防止推進月間と定め、啓発ビデオの放映等の広報活動を実施するなどにより上記の指導・啓発の強化を図った。

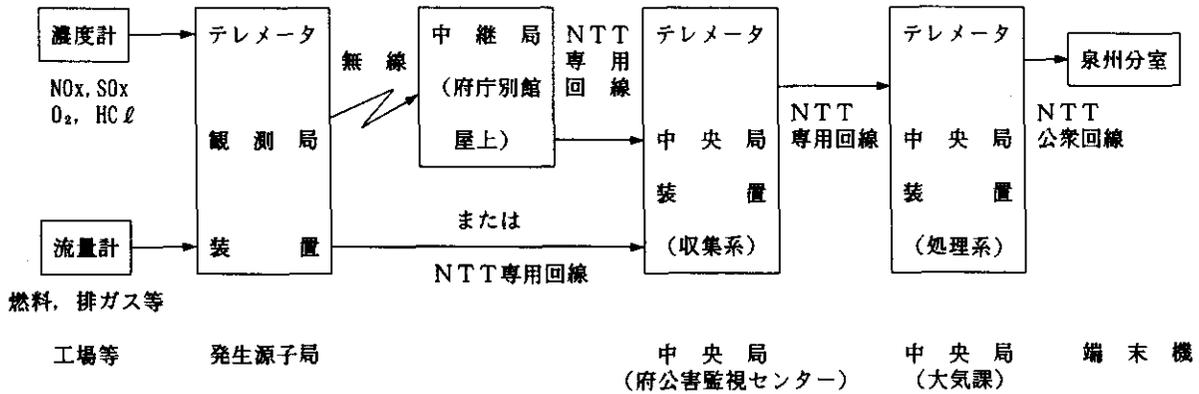
第2 環境監視

①発生源監視

■発生源テレメータシステムの整備

窒素酸化物に係る総量規制基準等の遵守徹底を図るため、大気汚染発生源常時監視システム（36工場・事業場に設置）により、府下の大規模発生源からの窒素酸化物排出量の約80%を把握した（2-18図）。

2-18図 大気汚染発生源常時監視システムの概要



■各種実態調査

工場・事業場からの窒素酸化物や硫黄酸化物等の排出実態を継続的に把握するため、燃料原料使用状況調査及び窒素酸化物排出状況調査を実施した。また、大気中におけるアスベスト（石綿）等の実態調査を行った。

■発生源測定、立入検査等

大気汚染物質の排出を抑制するため、工場・事業場に対し、大防法、生活環境保全条例に基づく立入検査及び発生源測定を行い、各種規制基準の遵守状況の監視及び大気汚染対策の進行状況の確認などを行った。平成7年度の大防法に基づく届出件数は1,191件、生活環境保全条例に基づく届出件数は1,100件、立入件数は延べ4,590工場・事業場、総採取検体数は1,017検体であった。

関西電力(株)の発電所については、公害等防止協定に基づき、平成7年度の公害等の防止計画書の提出を受け、毎月、各発電所ごとの窒素酸化物や硫黄酸化物の排出量及びばいじんの排出濃度等の報告を受けるとともに、これらの結果については大気汚染発生源常時監視システム及び立入検査等によって確認した。

②環境監視

■大気汚染常時監視

大気汚染常時監視システムにより、府下の大気汚染状況の迅速かつ的確な監視を行った。

また、データ収集装置の更新を行い、収集方法を無線から有線に改めたほか、府下の汚染状況に応じて、測定局の配置や測定項目の見直しを随時行い、一般測定局として藤井寺市役所局で測定を開始するとともに、既存の測定機器について適正な維持運用を行い、かつ、汚染状況の解析を行った。

■光化学スモッグ緊急時措置

光化学スモッグによる被害の発生を未然に防止するため、光化学オキシダント濃度が高くなり緊急時等に該当した地域について、「オキシダント緊急時（光化学スモッグ）対策実施要領」に基づき、光化学スモッグ注意報等の発令を行うとともに、通報装置等により当該発令内容を報道機関や市町村等を通じて府民や関係機関に迅速に周知した。平成7年度には7件45名の被害の訴えがあったので、保健所等の関係機関において適切な処置を講じるとともに光化学スモッグ対策連絡本部において情報収集等を行った。

■定期的環境モニタリング

府下における浮遊粉じんによる大気汚染状況の実態を把握するため、府下13か所において粉じんを採

取し、その総量及び金属成分に関する調査を行った。